

函館市日乃出いこいの家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第37号

函館市日乃出いこいの家条例施行規則の一部を改正する規則  
函館市日乃出いこいの家条例施行規則（昭和51年函館市規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

別表中「¥480」を「¥490」に、「¥140」を「¥150」  
に、「¥70」を「¥80」に、「黄色」を「緑色」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和5年12月23日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例施行規則の規定に基づく大人の使用券、中人の使用券および小人の使用券については、当該使用券に、それぞれ10円を加算して使用することができる。